

## 資料4

### (仮称)いわき市水産業振興プラン策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 水産業が担う基本的な役割と、その多面的機能等の発揮を促しながら、本市水産業の持続的発展に資するため、本市水産業施策の指針となるべき振興計画(以下「計画」という。)を策定することを目的として、(仮称)いわき市水産業振興プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の事項を所掌する。

計画原案の作成

その他必要な事項

#### (委員会の構成)

第3条 委員会は、10名の委員及び2名のアドバイザーをもって構成する。

2 委員は、市内の関係団体から推薦された者を市長が委嘱する。

3 アドバイザーは、福島県水産事務所及び福島県水産試験場の長を市長が委嘱する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から平成21年3月31日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

#### (委員会の設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、当該委員の任期とする。

#### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、いわき市農林水産部水産振興室内に置く。

#### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月10日から実施する。